

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続
2	要望の内容	<p>適格退職年金は、平成24年3月末に廃止されるため、その廃止期限までの間に、他の企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済)への移行の促進が図られているところであるが、事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない場合がある。</p> <p>このような適格退職年金に限り、平成24年4月以降も税の優遇措置(運用時:特別法人税非課税、給付時:所得税非課税(遺族に支給される年金)、公的年金等控除(年金)、退職所得控除(一時金))を継続すること。</p>
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望のため、該当せず
6	適用又は延長期間	要望の対象である「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者の権利を保護すること</p> <p>《政策目的の根拠》 保険業法(平成七年六月七日法律第五号) (目的) 第1条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続し、当該受給者の権利の保護を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業主の不在等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避(適用者数)</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により、税の優遇措置が受けられなくなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、これらの受給者について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図ることとなる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成21年度末:93件(296人)  平成22年度末:84件(267人)  平成23年度末:75件(240人)  平成24年度末:66件(210人)  平成25年度末:58件(187人)</p> <p>※有期年金の終了や平均余命を考慮しつつ、残存率を推計した上で、数値を算出。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>減収額:21百万円(国税:17百万円、地方税:4百万円)※いずれの計数も推計。</p> <p>《算出方法》</p> <p>○運用時</p> <p>廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込み額を算出。</p> <p>※運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>※事業主がいない適格退職年金に係る資産額は、1,655百万円(平21年度末時点)</p> <p>○給付時</p> <p>廃止期限後に、給付時において、一時所得として課税される場合と退職所得控除の対象となる場合を比較し、減収見込み額を算出。</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～)</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により税の優遇措置が受けられなくなる。</p> <p>このため、これらの受給者について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～)</p> <p>上記のとおり、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金の受給者について、税の優遇措置を継続することにより、当該受給者の権利の保護が図られることとなる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～)</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、税の優遇措置が継続されない場合には、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により優遇措置が受けられなくなるため、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平が確保できなくなることから、受給者の権利の保護が十分に図られないこととなる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～)</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図ろうとするものであり、本措置による税収減は是認されるべきものであると考える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者の権利について、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、本措置は妥当なものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>事業主の不在等により、平成24年4月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—